

■住宅改修の申請に必要な手続き・書類について

改修前	①	<p>様式第1号(一2) 介護保険居宅介護(介護予防)住宅改修費事前承認申請書</p> <ul style="list-style-type: none"> ・記入漏れがないか確認してください。
	②	<p>住宅改修が必要な理由書</p> <ul style="list-style-type: none"> ・居宅介護(予防)計画作成を依頼されている介護支援専門員以外が記入する場合は、介護支援専門員もしくは、福祉住環境コーディネーター等の資格者証のコピーを添付してください。 ・理由書の記入例を尼崎市のHPに掲載してありますので、ご参照ください。
	③	<p>施工計画図</p> <p>☆具体的な描き方は、別紙手引書で確認してください。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・施工箇所に施工完成図を記載し、1ヶ所ごとに通し番号を付番する。 ・階段に手すり等を設置する場合は、2階の施工計画図も必要です。 ・被保険者の居室(寝室)を記入してください。
	④	<p>改修前写真</p> <ul style="list-style-type: none"> ・改修する箇所をはっきりと撮影してください。 ・必ず、写真の中に撮影日を入れてください。日付入りの写真機がない場合は、ボード等に日付を記載の上、撮影。改修後の状態(手すりの位置等)をペン等で記入してください(※ただし、マスキングテープを使用して撮影している場合は不要です)。 ・段差解消工事は、段差にメジャーをあて、高さが確認できるよう撮影してください。 ・浴槽の段差解消は、浴槽の全体写真、床からの高さおよび深さがわかるようメジャーをあてて撮影してください。 ・施工計画図の通し番号を各写真に記載してください。
	⑤	<p>工事費内訳書</p> <ul style="list-style-type: none"> ・代表者氏名、担当者氏名を記入してください。 ・床材、扉、浴槽の入替え等の改修の場合は、商品のパンフレットを添付してください。(上記項目以外でも、審査上必要と判断した場合は、パンフレットの提出を求めることがあります。) ・施工計画図、写真に該当する通し番号を、それぞれの項目に記入してください。 ・消費税は、小数点以下は切り捨ててください。 ・浴室の改修でユニットバスの導入の場合は、「介護保険住宅改修手引き」6ページの<u>ユニットバス工事の按分について</u>を必ずご覧ください。
	⑥	<p>住宅改修にかかる承諾書</p> <ul style="list-style-type: none"> ・賃貸住宅や、別居の親族が所有者の場合に提出。 ・日付、改修項目のチェック等漏れがないか確認。
	⑦	<p>福祉住環境コーディネーター等の資格者証</p> <p>居宅介護サービス計画の作成を依頼しているケアマネジャーが不在の場合必要です。</p>

改修後	<p>⑧ 様式第3号(一2) 介護保険居宅介護(介護予防)住宅改修費支給申請書</p> <ul style="list-style-type: none"> ・記入・(記名押印する場合)押印漏れがないか。振込先が正しく記載されているか。
	<p>領収書 ← ★記入例あり 「介護保険住宅改修手引き」の中に記入例がありますので必ずご覧ください</p> <p>⑨ 原本提示のうえ、コピーを提出。(原本は確認後受付印を押して返却します。)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・被保険者本人名義・日付・但書(介護保険住宅改修費〇〇割負担分)を記入してください。 ・償還払い・・・工事費総額を被保険者がいったん負担。事前申請時の工事費内訳書の合計と一致。 ・受領委任払い・・・被保険者は介護保険対象額の利用者負担分と、対象外費用を負担。
	<p>改修後写真</p> <ul style="list-style-type: none"> ・必ず、写真の中に撮影日を入れてください。日付入りの写真機がない場合は、ボード等に日付を記載の上、撮影してください。 ⑩ 改修箇所は、全体が確認できるように撮影してください。 (手すりの場合は途中で途切れることのないよう、床等の場合は、改修した部分は全て撮影してください。) ・踏み台は、しっかりと固定しないと保険給付の対象にならないので、取付金具も確認できるように撮影。 ・床等の段差解消で、改修後も段差が残る場合は、段差にメジャーを当てた写真も提出してください。 ・浴槽の取替えでは、浴槽全体と、床からの高さ及び深さがわかるようメジャーをあてて撮影した写真。
その他	<p>★工事内容に変更が生じた場合</p> <p>承認後に工事内容に変更が生じたり、追加が必要になった場合は、必ず工事着工前に介護保険事業担当課に連絡してください。</p>
	<p>改修内容変更理由書</p> <p>⑪</p> <ul style="list-style-type: none"> ・施工上の変更(手すりの素材・補強板の有無等)・・・A施工業者のみ記入 ・その他の変更(手すり形状・位置の変更等)・・・A施工業者 B理由書作成者とも記入が必要
	<p>変更時の施工計画図・内訳書(工事内容に変更のあった場合)</p> <p>⑫</p> <ul style="list-style-type: none"> ・変更部分ができるよう、施工計画図に赤ペン等で記入してください。 ・内訳書については、施工内容を変更したことで、施工費用が事前申請時と異なった場合のみ必要です。
	<p>★工事が中止になった場合</p> <p>⑬ 住宅改修 申請取下書</p> <ul style="list-style-type: none"> ・介護保険事業担当課までご提出ください。

※ ご不明な点はお問い合わせください。(06-6489-6350)